

【70歳以上の佐渡市民の方へ】

運転免許証の 自主返納を支援します！



運転免許証自主返納制度って何？

高齢などの理由により、もう運転しないので運転免許証を返したいという方が、申請により運転免許証を返納する制度です。有効期限が切れ失効した場合は対象になりません。

◆支援の目的

高齢者の交通事故の防止と公共交通機関の利用を促進するため、70歳以上の方の運転免許証自主返納を支援します。

◆対象者

平成28年4月1日以降に運転免許証を自主返納した70歳以上の佐渡市民の方

◆支援の内容◆

バス・タクシー共通利用券1万円分(250円×40枚)を交付します。

注意

有効期限は交付の日から1年を経過する日の属する月の末日まで
共通利用券は佐渡市内の路線バス及びタクシー事業者でのみ利用可能

バス・タクシー共通利用券交付までの流れ



佐渡市民、満70歳以上で、運転免許を自主返納する方

① 免許の返納を申請する。
運転免許センターで運転免許証の自主返納を行います。

② 「申請による運転免許の取消通知書」発行

③ 佐渡市役所で申請手続きを行います。
交通政策課へ「申請による運転免許の取消通知書」を郵送または持参してください。
※各支所・行政サービスセンターでも申請できます。

④ バス・タクシー共通利用券を郵送します。
※申請内容を確認し、後日共通利用券をお届けします。



運転免許センター



交通政策課または各支所・行政サービスセンター

佐渡市内の以下の交通機関で
「**バス・タクシー共通利用券**」をご利用いただけます。

バス

・新潟交通佐渡 路線バス ☎57-5114

タクシー

・おけさ観光タクシー〈金井〉 ☎63-3348

・おけさ観光タクシー〈佐和田〉 ☎51-1111

・エビス観光タクシー〈両津〉 ☎23-4116

・中央タクシー〈佐和田〉 ☎52-3161

・港タクシー〈両津〉 ☎27-2181

・新潟交通佐渡タクシー部〈佐和田〉 ☎57-5123

・新潟交通佐渡タクシー部〈羽茂〉 ☎88-2101

タクシーのご予約、お問合せは、各タクシー会社へお願いします



お問合せ先 〒952-1292 佐渡市千種232番地
佐渡市 交通政策課 交通対策係 ☎ 63-3184